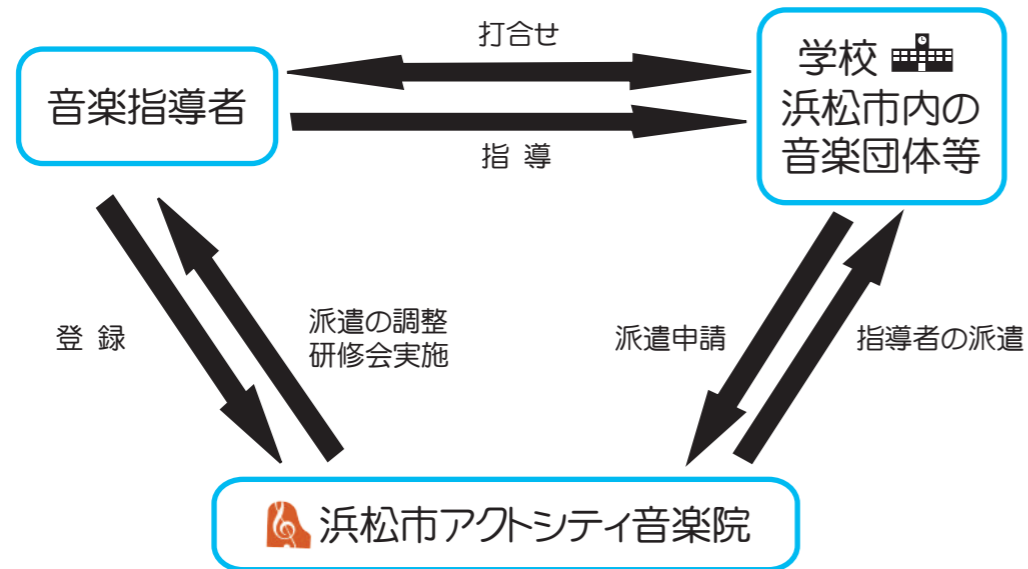


## 事業のしくみ



# 音楽指導者派遣事業 (令和5年度版)

## Q&A よくある質問にお答えします。

- Q. 演奏のみは依頼できるの？  
A. 指導が目的ですので、演奏のみの派遣はできません。  
レクチャーの場合は、内容によりますので、音楽院までご相談ください。
- Q. 受講人数は何人でもいいの？  
A. 受講人数・内容によって音楽院で派遣する講師の人数を調整します。  
ただし、1対1での派遣はできません。
- Q. 楽器は貸してくれるの？  
A. 音楽院では楽器・機材等の貸出は行っておりません。各団体でご用意ください。  
講師より楽器等を借用する場合、破損等あった際には弁償していただきますので、ご了承ください。

## 今までこんな内容を指導してきました。

小学校では…合唱指導、金管バンド部基礎・パート指導

中学校では…合唱指導、吹奏楽部/パート・合奏指導、和楽器の体験指導

高校では…吹奏楽部/パート・合奏指導

子育て支援ひろばでは…リズム指導

公民館では…ミュージックベル体験指導、和太鼓指導

### ♪オカリナ指導



### ♪弦楽器指導



### ♪合唱指導



HAMAMATSU ACT CITY ACADEMY of MUSIC  
浜松市アクトシティ音楽院

〒430-7790 浜松市中区板屋町111-1 (公財)浜松市文化振興財団内  
TEL.053-451-1150 FAX.053-451-1123  
E-MAIL hacam@actcity.jp URL <http://www.actcity.jp/hacam/>

## 音楽指導者派遣事業とは

浜松市アクティシティ音楽院では、音楽による地域づくり、学校づくりをサポートすることを目的に、市内の教育機関・音楽団体等に様々な音楽ジャンルの専門家を派遣しています。

### 【前期】

申請期間: 令和5年4月20日(木)～4月27日(木)

派遣期間: 令和5年5月20日(土)～9月30日(土)

### 【後期】

申請期間: 令和5年9月1日(金)～9月8日(金)

派遣期間: 令和5年10月1日(日)～令和6年3月31日(日)

### 派遣時間数

- ・1団体につき、前期・後期合わせて**最大6時間まで**  
合唱の対外的なコンクール出場団体に限り、さらに最大6時間まで申請可能。  
※リトミックについては、前期・後期それぞれ2回まで  
※1回あたり15分単位で申請してください。

### 派遣対象

- ・浜松市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、その他教育機関
- ・浜松市内で音楽活動を行っている団体
- ・営利、宗教、政治を目的としない団体
- ・その他音楽院が適当と認めた団体



### 派遣された指導者への謝礼

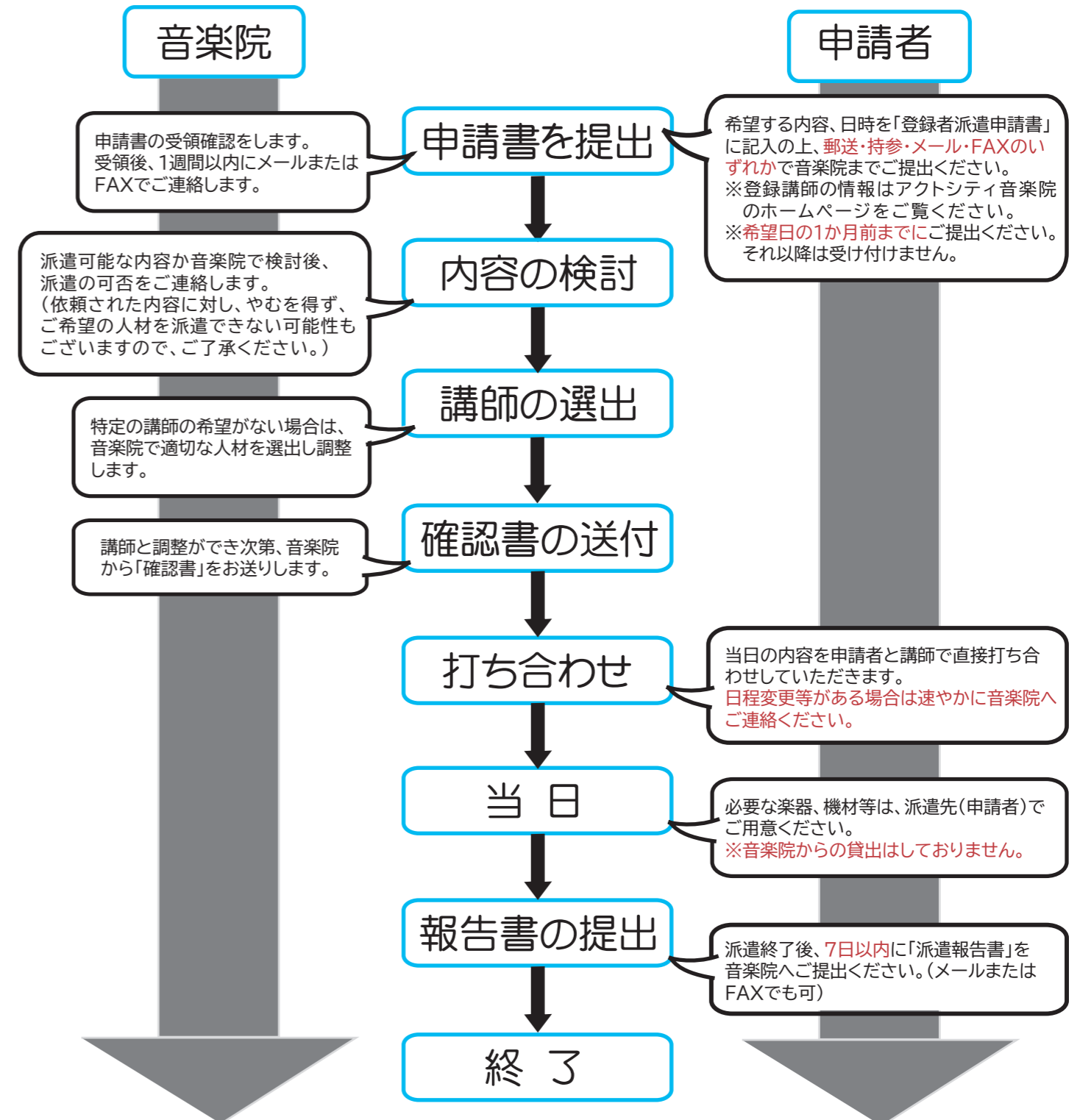
- ・派遣希望者が用意する必要はありません。  
音楽院から一定限度の謝礼(交通費弁償分)を登録者へお支払いします。

### 指導できる内容

- 声乐 合唱等
- 管楽器 木管楽器 (フルート・オーボエ・クラリネット・サクソ・リコーダー 等)  
金管楽器 (トランペット・トロンボーン・ホルン・ユーフォニアム・チューバ 等)
- 打楽器 (マリンバ・ドラム 等)
- 和楽器 (和太鼓・尺八・篠笛・三味線・箏 等)
- その他 (リトミック・合奏・伴奏ピアノ 等)



## 派遣申請から当日までの流れ



※途中変更がある場合は速やかに音楽院へご連絡ください。

※申請書・報告書はホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.actcity.jp/hacam/>